

きらきら プラン 事業番号	事業名	担当課	事業内容	方向性 (目標値)
1308	空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置支援(実)	観光商工課	商店街の賑わいの創出・活性化を図るため、空き店舗を活用した市民活動団体等が実施する子育て支援、地域交流のためのコミュニティ施設を設置する非営利事業に対して、改装費・賃借料等の支援を図ります。	事業の継続
1407	特定保育事業	保育課	保護者の就労形態の多様化に伴い、平均週2、3日程度(1か月当たりおおむね64時間以上)、または、午前か午後のみ、必要に応じて、一定の日数や時間に行う保育を推進します。一時預かりとあわせて対応します。	事業の継続
1614	下水道使用料の減免措置	下水道河川課	児童扶養手当受給者または特別児童扶養手当受給者等がいる世帯の下水道使用料納付者に対して、申請により基本料金相当額を免除します。	事業の継続
2302	親に対する思春期理解への支援	市民健康課 教育指導課	思春期を迎える子どもを持つ保護者を対象とした専門家による講演会等を開催します。また、中学校において、生徒指導担当等から子どもの思春期について話をします。	事業の継続
3102	性(命)の尊重、男女平等についての啓発(実)	文化人権推進課	男女が正しく性を理解・尊重しあうこと、お互いが協力して家庭生活・社会生活を築く男女共同参画についての啓発を行います。	事業の継続
4104	庁舎内のバリアフリー化の推進	管財課	庁舎内のトイレのバリアフリー化(洋式化など)を老朽化した設備の改修時に併せて、順次進めていきます。特に子ども連れで利用するトイレには、ベビーベッド、チャイルドキープなどを設置していきます。	事業の継続
5205	各種保育サービス(重複掲載 主要施策1-4)	保育課	通常保育、延長保育、一時預かりなど各種保育サービスの充実を図ります。	1-4参照
6323	相談支援	障害者福祉課	障害者自立支援法及び児童福祉法に基づき、社会福祉法人及びNPO法人等の相談支援事業者と連携し、身近な地域で、障害のある子どもの保護者などのそれぞれの状況に合わせた相談に応じます。	相談支援事業所数の拡大

平成26年度まで事業を実施してきた中での 現状・課題	統合・削除理由
空き店舗として活用を希望する物件がない。	商店街の活性化を目的とした事業でありその一つとして子育て支援を掲げている。目標値を掲げて推進する計画にはなじまないため削除
保護者の就労形態の多様化に伴い、平均週2、3日程度、または、午前か午後のみ、必要に応じて、一定の日数や時間に行う保育を推進	一時預かり事業と統合
県下同様22自治体のうち、当該受給者を対象した減免措置を施行している自治体は5自治体である。当該事業は、施策ではなく使用料金算定にかかる算出結果の評価である。	使用料の金額を低額に設定しているだけで、経済的に支援をしているものではないため削除
思春期を迎える子どもへの知識の普及を図るとともに、家庭でのサポートの充実が課題である。	学校における思春期教育の充実に統合
イベントの開催において、男女共同参画社会の推進に効果があり、かつ集客力のあるテーマの設定が課題	育児休業制度の普及・啓発活動の内容となるため、育児休業制度の普及・啓発活動に統合
設備改修が平成26年度中に完了した	今後バリアフリー化を行う予定の場所はないため削除
通常保育、延長保育、一時預かりなど各種保育サービスの充実	各種保育サービス それぞれ個別の事業に分けているため削除
相談支援事業所数の拡大、計画相談支援導入者の拡大、相談支援専門員のスキルアップ	障害児者への相談支援体制の推進と統合